

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 目的 がんは、わが国におも増え、総死亡の約3割を占めており、全がん死の半数以上を占めるものとして、がん予防重点健康教育の重要性が認識されている。がん予防重点健康教育の課題は、次のとおりとする。</p> <p>第2 がん予防重点健康教育 1 重点課題 (1) 子宮がん(子宮頸部がん及び子宮体部がんをいう。以下同じ。)予防健康教育 (2) 肺がん予防健康教育 (3) 乳がん予防健康教育 (4) 大腸がん予防健康教育</p> <p>2 教育内容 がん予防重点健康教育は、概ね次に掲げる事項に関して行うものとする。 (1) 子宮がんに関する正しい知識及び活発な性活動と子宮頸部がんの関係の理解等について (2) 肺がんに関する正しい知識及び喫煙と肺がんとの関係の理解等について (3) 乳がんに関する正しい知識及び乳がんの自己検診の方法等について (4) 大腸がんに関する正しい知識及び食生活等と大腸がんとの関係の理解等について</p> <p>3 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」(平成12年3月31日老健第334号厚生省老人保健福祉局長通知)の別添「保健事業実施要領」の第3健康教育等に準ずるものとする。</p> <p>4 その他の留意事項 (1) 子宮がん予防健康教育を行う場合にあつては、子宮頸部がんの多くに性感染症であるヒトパピローマウイルスが関与していることを踏まえ、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図る等、その効果的・効果的な実施に配慮すること。</p>	<p>第1 目的 がんは、わが国におも増え、総死亡の約3割を占めており、全がん死の半数以上を占めるものとして、がん予防重点健康教育の重要性が認識されている。がん予防重点健康教育の課題は、次のとおりとする。</p> <p>第2 がん予防重点健康教育 1 重点課題 (1) 肺がん予防健康教育 (2) 乳がん予防健康教育 (3) 大腸がん予防健康教育</p> <p>2 教育内容 がん予防重点健康教育は、概ね次に掲げる事項に関して行うものとする。 (1) 肺がんに関する正しい知識及び喫煙と肺がんとの関係の理解等について (2) 乳がんに関する正しい知識及び乳がんの自己検診の方法等について (3) 大腸がんに関する正しい知識及び食生活等と大腸がんとの関係の理解等について</p> <p>3 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」(平成12年3月31日老健第334号厚生省老人保健福祉局長通知)の別添「保健事業実施要領」の第3健康教育等に準ずるものとする。</p> <p>4 その他の留意事項</p>
<p>(2) 肺がん予防健康教育を行う場合にあつては、肺がん検診の実施会場において同時に実施する等、他の事業との連携や対象者の利便に配慮すること。</p> <p>(3) 乳がん予防健康教育を行う場合にあつては、わが国での40歳代の女性に罹患率が高い状況を踏まえ、働く女性に対する健康教育を実施する産業保健とも緊密な連携を有した実施体制をとる等、その効果的・効果的な実施に配慮すること。</p> <p>(4) 大腸がん予防健康教育を行う場合にあつては、大腸がん予防の上で食生活改善等を担う役割を踏まえ、大腸がん検診と緊密な連携を有した実施に配慮すること。</p>	<p>(1) 肺がん予防健康教育又は乳がん予防健康教育を行う場合にあつては、それぞれ肺がん検診又は乳がん検診の実施会場において同時に実施する等他の事業との連携や対象者の利便に配慮すること。</p> <p>(2) 大腸がん予防健康教育を行う場合にあつては、大腸がん予防の上で食生活改善等を担う役割を踏まえ、大腸がん検診と緊密な連携を有した実施に配慮すること。</p>
<p>第3 がん検診 1 総論 (1) がん検診の種類 がん検診の種類は、次の診査及び当該診査に基づく指導とする。 ア 胃がん検診 イ 子宮がん検診 ウ 肺がん検診 エ 乳がん検診 オ カ 大腸がん検診 ク 総合がん検診 (2) 対象者 ア 胃がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。 イ 子宮がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の者を対象とする。 ウ 総合がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。 (3) 実施回数 がん検診は、原則として同一人について年1回行うものとする。ただし、乳がん検診及び子宮がん検診については、原則として同一人について2年に1回行うものとする。なお、総合がん検診を行った者については、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診は行うことを要しないものとする。</p>	<p>第3 がん検診 1 総論 (1) がん検診の種類 がん検診の種類は、次の診査及び当該診査に基づく指導とする。 ア 胃がん検診 イ 子宮がん検診 ウ エ オ カ 大腸がん検診 ク 総合がん検診 (2) 対象者 ア 胃がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。 イ 子宮がん検診及び乳がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する30歳以上の者を対象とする。 ウ 総合がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。 (3) 実施回数 がん検診は、原則として同一人について年1回行うものとする。ただし、乳がん検診(乳房エックス線検査を行う者に限る)については、原則として同一人について2年に1回行うものとする。なお、総合がん検診を行った者については、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診は行うことを要しないものとする。</p>

2 胃がん検診

(1) 胃がん検診の目的は、早期発見を期し、早期に治療を受けることによる予防効果の向上を図ることである。

(2) 検診の実施 検診項目は、問診及び胃部エックス線検査とする。

ア 問診 問診に当たっては、現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 胃部エックス線検査 (7) 胃部エックス線検査においては、胃がんの疑いの有無を効率的にスクリーニングするが、地域の実情に応じ、原則として間接撮影と直接撮影との差を7×7cm直撮法を用いて支え、撮影装置は7×7cm直撮法を用いるため、I方式が望ましい。

(イ) 撮影枚数は最低7枚とする。 (ウ) 撮影の体位及び方法は日本消化器集団検診学会の方式によるものとする。 (エ) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つことと副作用等の事故に注意する。

(3) 胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものとする。

(4) 結果の通知 検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。

(5) 記録の整備 検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、胃部エックス線写真の読影の結果、精密検査の必要性の有無、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、治療の状況等を記録するものとする。

(6) 受託実施機関 ア 受託実施機関は、常に日本消化器集団検診学会の定めたところにより、精度管理を行わなければならない。 イ 胃部エックス線写真は、少なくとも3年間保存しなければならない。

2 胃がん検診

(1) 胃がん検診の目的は、早期発見を期し、早期に治療を受けることによる予防効果の向上を図ることである。

(2) 検診の実施 検診項目は、問診及び胃部エックス線検査とする。

ア 問診 問診に当たっては、現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 胃部エックス線検査 (7) 胃部エックス線検査においては、胃がんの疑いの有無を効率的にスクリーニングするが、地域の実情に応じ、原則として間接撮影と直接撮影との差を7×7cm直撮法を用いて支え、撮影装置は7×7cm直撮法を用いるため、I方式が望ましい。

(イ) 撮影枚数は最低7枚とする。 (ウ) 撮影の体位及び方法は日本消化器集団検診学会の方式によるものとする。 (エ) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つことと副作用等の事故に注意する。

(3) 胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものとする。

(4) 結果の通知 検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。

(5) 記録の整備 検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、胃部エックス線写真の読影の結果、精密検査の必要性の有無、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、治療の状況等を記録するものとする。

(6) 受託実施機関 ア 受託実施機関は、常に日本消化器集団検診学会の定めたところにより、精度管理を行わなければならない。 イ 胃部エックス線写真は、少なくとも3年間保存しなければならない。

3 子宮がん検診

(1) 子宮がん検診の目的は、早期治療を行えばほとんど治癒することから、早期発見は重要である。子宮がん検診は、子宮頸部及び体部に発生するがんを早期に発見するために行う。

(2) 検診の実施 検診項目は問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコピー検査を行う。 問診の結果、子宮体部の有症状者及びハイリスク者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を勧奨する。ただし、引き続き子宮体部の細胞診(子宮内臓細胞診)を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。

ア 問診 問診に当たっては、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。

イ 視診 陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

ウ 細胞採取の方法 子宮頸部の細胞診については、子宮頸管及び陰部表面の全面擦過法、子宮体部の細胞診については吸引法又は擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パバニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

エ 内診 双合診を実施する。

(3) 子宮頸部及び子宮体部の細胞診の実施 ア 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。臨床検査技師は、医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診指導医及び細胞検査士であることが望ましい。

イ 子宮頸部の細胞診の結果は、細胞診クラス分類(I、II、IIIa、IIIb、IV、V)によって分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

ウ 子宮体部の細胞診の結果は、「陰性」、「疑陽性」及び「陽性」に区分し、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

エ 判定後の検体は、専門的検査機関において少なくとも3年間保存しなければならない。

(4) 結果の通知 子宮頸部の検診の結果については、精密検査の必要性

3 子宮がん検診

(1) 子宮がん検診の目的は、早期治療を行えばほとんど治癒することから、早期発見は重要である。子宮がん検診は、子宮頸部及び体部に発生するがんを早期に発見するために行う。

(2) 検診の実施 検診項目は問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコピー検査を行う。 問診等の結果、医師が必要と認める者に対しては、引き続き子宮体部の細胞診(子宮内臓細胞診)を行う。

ア 問診 問診に当たっては、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。

イ 視診 陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

ウ 細胞採取の方法 子宮頸部の細胞診については、子宮頸管及び陰部表面の全面擦過法、子宮体部の細胞診については吸引法又は擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パバニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

エ 内診 双合診を実施する。

(3) 子宮頸部及び子宮体部の細胞診の実施 ア 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。臨床検査技師は、医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診指導医及び細胞検査士であることが望ましい。

イ 子宮頸部の細胞診の結果は、細胞診クラス分類(I、II、IIIa、IIIb、IV、V)によって分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

ウ 子宮体部の細胞診の結果は、「陰性」、「疑陽性」及び「陽性」に区分し、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

エ 判定後の検体は、専門的検査機関において少なくとも3年間保存しなければならない。

(4) 結果の通知 子宮頸部の検診の結果については、精密検査の必要性

子宮頸部の精密検査の有無を総合的に判断し、受診者に速やかに通知する。

- (5) 検査の結果、子宮頸部の精密検査の必要性の有無を総合的に判断し、受診者に速やかに通知する。
(6) 受託実施機関は、細胞診を他の細胞診検査センター等に依頼する場合、細胞診検査機関の細胞診指導医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければならない。

4 肺がん検診

- (1) 目的 肺がんは、わが国のがんによる死亡の1位を占め、今後増加傾向があるものと予測されている。したがって、肺がんの予防対策として、肺がんを早期に発見するために、肺がん検診を実施する。
(2) 検診の項目は、問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診の3項目とする。
ア 問診 問診に当たっては、喫煙歴及び血痰の有無は必ず聴取し、かつ、過去の検診受診状況等を聴取する。
イ 胸部エックス線検査 胸部エックス線検査は、結核予防法（昭和26年法律第96号）第4条第3項に規定する定期の健康診断等に相当する。
ウ 喀痰採取の方法 問診の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に喀痰採取容器を配布し、喀痰を最低3日の蓄痰又は3日の連続採取する。また、採取した喀痰（細胞）は、固定した後、パ

子宮頸部の精密検査の有無を総合的に判断し、受診者に速やかに通知する。

- (5) 検査の結果、子宮頸部の精密検査の必要性の有無を総合的に判断し、受診者に速やかに通知する。
(6) 受託実施機関は、細胞診を他の細胞診検査センター等に依頼する場合、細胞診検査機関の細胞診指導医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければならない。

4 肺がん検診

- (1) 目的 肺がんは、わが国のがんによる死亡の1位を占め、今後増加傾向があるものと予測されている。したがって、肺がんの予防対策として、肺がんを早期に発見するために、肺がん検診を実施する。
(2) 検診の項目は、問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診の3項目とする。
ア 問診 問診に当たっては、喫煙歴及び血痰の有無は必ず聴取し、かつ、過去の検診受診状況等を聴取する。
イ 胸部エックス線検査 胸部エックス線検査は、結核予防法（昭和26年法律第96号）第4条第3項に規定する定期の健康診断等に相当する。
ウ 喀痰採取の方法 問診の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に喀痰採取容器を配布し、喀痰を最低3日の蓄痰又は3日の連続採取する。また、採取した喀痰（細胞）は、固定した後、パ

ニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

- (3) 胸部エックス線写真の読影方法 胸部エックス線写真は、2名以上の医師（うち1名は、十分な経験を有すること）によって読影することとし、その結果に応じて過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影する。
(4) 喀痰細胞診の実施 ア 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診指導医及び細胞検査士であること。また、同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングする。
イ 専門的検査機関は、細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。
ウ 判定後の検体は、専門的検査機関において少なくとも3年間保存しなければならない。
(5) 結果の通知 検診の結果については、問診、胸部エックス線写真の読影の結果及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。
(6) 記録の整備 検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、胸部エックス線読影及び喀痰細胞診の結果、精密検査の必要性の有無等を記録し、併せて整理する。ほか、必要に応じて、個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療状況等を記録するものとする。
(7) 受託実施機関 ア 受託実施機関は、細胞診を他の細胞診検査センター等に依頼する場合、細胞診検査機関の細胞診指導医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければならない。
イ 喀痰細胞診に係る検体及び検診結果は、少なくとも3年間保存しなければならない。
(8) 検診の実施体制 肺がん検診の実施に当たっては、精度管理等の検診の実施体制を整っていることを要件とする。
(9) 肺がんの予防についての指導 喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防と

ニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

- (3) 胸部エックス線写真の読影方法 胸部エックス線写真は、2名以上の医師（うち1名は、十分な経験を有すること）によって読影することとし、その結果に応じて過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影する。
(4) 喀痰細胞診の実施 ア 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診指導医及び細胞検査士であること。また、同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングする。
イ 専門的検査機関は、細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。
ウ 判定後の検体は、専門的検査機関において少なくとも3年間保存しなければならない。
(5) 結果の通知 検診の結果については、問診、胸部エックス線写真の読影の結果及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。
(6) 記録の整備 検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、胸部エックス線読影及び喀痰細胞診の結果、精密検査の必要性の有無等を記録し、併せて整理する。ほか、必要に応じて、個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療状況等を記録するものとする。
(7) 受託実施機関 ア 受託実施機関は、細胞診を他の細胞診検査センター等に依頼する場合、細胞診検査機関の細胞診指導医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければならない。
イ 喀痰細胞診に係る検体及び検診結果は、少なくとも3年間保存しなければならない。
(8) 検診の実施体制 肺がん検診の実施に当たっては、精度管理等の検診の実施体制を整っていることを要件とする。
(9) 肺がんの予防についての指導 喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防と

のがにの極正禁よ
等肺者て積る・る
識やない、す煙図
知診要つも、関防を
し、煙しに、進
正に禁対がの策
すともし層にめ対
するたとし層にめ対
に、する実若並うば
がる用育方指るな
肺あり教一る図的
びでを康。すを合
び及要場健る。関
指等個進煙発る
のめ育者推防啓た
等極教煙をびのわ
喫及健は指煙識煙る
の普防て・禁知分
し啓ん対教的し煙う

のがにの極正禁よ
等肺者て積る・る
識やない、す煙図
知診要つも、関防を
し、煙しに、進
正に禁対がの策
すともし層にめ対
するたとし層にめ対
に、する実若並うば
がる用育方指るな
肺あり教一る図的
びでを康。すを合
び及要場健る。関
指等個進煙発る
のめ育者推防啓た
等極教煙をびのわ
喫及健は指煙識煙る
の普防て・禁知分
し啓ん対教的し煙う

5 乳がん検診

- (1) 目的
乳がんの罹患率及び死亡率は、年々増加している。乳がんは、早期に発見し、治療を行えば、予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される。乳がん検診は、乳房に発生するがんを早期に発見するために実施する。
- (2) 検診の実施
検診項目は、問診、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）並びに視診及び触診（以下「視触診」という。）とする。50歳以上の対象者については、原則として、問診、視触診及び乳房エックス線検査とする。視触診と乳房エックス線検査の二重読影については、この限りではない。
- ア 問診
問診に当たっては、乳がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診受診状況等を聴取する。
- イ 視触診
乳房、乳房皮膚、乳頭及び腋窩の状況を観察する。
- ウ 触診
乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。
- エ 乳房エックス線検査
(7) 別紙に規定する基準に適合した実施機関において、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。
(イ) 40歳以上50歳未満の対象者については、(7)における内外斜位方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行う。
(ウ) 乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下において、二重読影（うち1名は十分な経験を有する医師であること）により行う。
- (3) 結果の通知
検診の結果については、問診、乳房エックス線検査及び視触診の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。

5 乳がん検診

- (1) 目的
乳がんの罹患率及び死亡率は、年々増加している。乳がんは、早期に発見し、治療を行えば、予後は良好であり、乳房に発生するがんを早期に発見するために実施する。
- (2) 検診の実施
検診項目は、50歳未満の対象者については、問診並びに視診及び触診（以下、「視触診」という。）とする。50歳以上の対象者については、原則として、問診、視触診及び乳房エックス線検査とする。視触診と乳房エックス線検査の二重読影については、この限りではない。
- ア 問診
問診に当たっては、乳がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診受診状況等を聴取する。
- イ 視触診
乳房、乳房皮膚、乳頭及び腋窩の状況を観察する。
- ウ 触診
乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。
- エ 乳房エックス線検査
(7) 別紙に規定する基準に適合した実施機関において、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。
(イ) 乳がんエックス線写真の読影は、適切な読影環境の下において、二重読影（うち1名は十分な経験を有する医師であること）により行う。
- (3) 結果の通知
検診の結果については、問診、視触診及び乳房エックス線検査（ただし当該検査を実施した場合に限る。以下同じ。）の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。

- (4) 記録の整備
検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、乳房エックス線検査及び視触診の結果、精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。また、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等を記録するものとする。
- (5) 検診の実施体制
乳がん検診の実施に当たっては、精度管理等の検診の実施体制の整備を要件とする。特に、乳房エックス線検査については、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、市町村は、保健所、地域医師会、受託実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるものとする。
また、都道府県に設置されている成人病検診管理指導協議会が円滑に実施されるよう、広域的な見地から地域協力で、受託実施機関、精密検査機関等関係者と調整を行う。
- (6) 乳がんの予防についての指導
乳がんは日常の健康管理の一環としての自己触診によって、しこり（腫瘤）が触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がある。したがって、検診の場で受診者に対し、定期的な乳房エックス線検査による乳がん検診を受診することの重要性だけでなく、乳がんの自己触診の方法、しこりを触れた場合の速やかな医療機関の受診、またその際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について啓発普及を図るよう努める。

6 大腸がん検診

- (1) 目的
近年増加しつつある大腸がんは、将来がん患者数の1位を占めるものが見込まれる。早期発見による死亡率の低減を図るため、大腸がん検診を実施する。
- (2) 検診計画の策定等
大腸がん検診の実施に当たっては、精密検査の実施体制が整備されている地域医師会、受託実施機関等関係者と十分協議し、検診計画を策定する。

の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。

- (4) 記録の整備
検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、視触診及び乳房エックス線検査の結果、精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。また、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等を記録するものとする。
- (5) 検診の実施体制
乳がん検診の実施に当たっては、精度管理等の検診の実施体制の整備を要件とする。特に、乳房エックス線検査については、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、市町村は、保健所、地域医師会、受託実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制及び実施可能性を勘案した上で、その導入について判断するものとする。
また、都道府県に設置されている成人病検診管理指導協議会が円滑に実施されるよう、広域的な見地から地域医師会、受託実施機関、精密検査機関等関係者と調整を行う。
- (6) 乳がんの予防についての指導
乳がんは二次予防としての自己検診が可能ながんであり、その効果も高い。したがって、乳がん検診の場で受診者に対し、定期的な検診受診の重要性だけでなく、乳がんの自己検診の方法、乳がんに関する正しい知識等について啓発普及を図るよう努める。

6 大腸がん検診

- (1) 目的
近年増加しつつある大腸がんは、将来がん患者数の1位を占めるものが見込まれる。早期発見による死亡率の低減を図るため、大腸がん検診を実施する。
- (2) 検診計画の策定等
大腸がん検診の実施に当たっては、精密検査の実施体制が整備されている地域医師会、受託実施機関等関係者と十分協議し、検診計画を策定する。

